

別紙

諮問第949号、第950号、第951号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる本件非開示決定1から3は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

諮問第949号、第950号及び第951号に係る各審査請求（以下、併せて「本件各審査請求」という。）の趣旨は、東京都個人情報保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求1及び2に対し、警視総監が令和3年4月13日付けで行った同表に掲げる不存在を理由とした本件非開示決定1から3について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定1から3は、いずれも適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求は、いずれも令和4年3月14日に審査会に諮問された。

審査会は、実施機関から令和4年12月2日に諮問第949号及び第950号に係る理由説明書を、同月8日に諮問第951号に係る理由説明書をそれぞれ收受し、令和5年1月24日（第168回第三部会）及び同年2月21日（第169回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の「行政不服届」と題する審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第949号、第950号及び第951号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者である警察職員が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容や現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

ウ 実施機関における相談の取扱いについて

「相談取扱要綱の制定について」（平成29年3月24日通達乙（副監．総．広．聴3）第33号）において、相談とは「警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理教示、運転免許証の更新手続等の各種手続の教示等の単純な事実の教示を除く。）を求めるものをいう。ただし、単なる情報提供であるものは除く。」と定義されており、相談を受理した職員は、当該相談を速やかに担当部門に引き継ぐものとし、引継ぎを受けた担当部門の職員は受理した相談の内容を警察総合相談業務等管理システム（以下「相談管理システム」という。）に登録して、各相談記録を作成することになっている。

また、同要綱において、受理した全ての相談を一元的に把握、管理するための簿冊（以下「相談管理簿」という。）を警察署の警務課に備え付けることとされており、警務課員以外の職員が直接相談を受理した場合には、連絡を受けた警務課員は、当該相談を相談管理簿に記載する旨、定められている。

エ 本件非開示決定1から3の妥当性について

（ア）本件非開示決定1について

審査会が本件開示請求1の内容を確認したところ、審査請求人は、特定の期間に審査請求人本人が行った110番通報に係る110番処理簿を求めているものと認められる。

実施機関は、110番通報の業務を行う通信指令システムにおいて、審査請求人が求める期間の110番処理簿を確認したところ、氏名、住所等の審査請求人が通報者であると特定するに足りる具体的な記載がなかったことから、審査請求人を本人とする保有個人情報として特定できなかつた旨、説明する。

実施機関では、事件や事故の発生を緊急で通知する110番通報という特殊性から、記載された個人情報に真に開示請求者自身のものであるか細心の注意を払っており、110番処理簿に記載された通報者の氏名、生年月日、その他の情報から総合的に判断しているとのことである。

また、110番処理簿に通報者の個人情報を記載する場合は、110番通報の現場に臨場した警察官が、通報者と接触し、個人情報を聴取した場合には原則記載しているが、通報者と接触できなかつた場合や個人情報を聴取できなかつた場合等には記載ができないため、全ての110番処理簿に通報者の個人情報が記載されているわけではないとのことである。

なお、実施機関は、本件開示請求1に対し、本件非開示決定1とは別に「110番処理簿（〇〇警察署、令和〇年〇月〇日、整理番号〇）」を特定し、一部開示決定を行っている。

(イ) 本件非開示決定2について

審査会が本件開示請求2のうち、本件非開示決定2に係る部分の内容を確認したところ、審査請求人は、特定の期間に審査請求人が特定の交番において行った相談の記録を求めているものと認められる。

実施機関は、相談管理システムにおいて、審査請求人が求める期間の相談を確認したところ、氏名、住所等の審査請求人が相談者であると特定するに足りる具体的な情報は確認できず、また、各警察署の保有する相談管理簿の検索を行ったが各交番において審査請求人から相談を受けた事実は確認することができなかつた旨、説明する。

また、実施機関では、交番に対する電話や来所等によって話を聞いていたとしても、全て相談として受理しているものではなく、その内容等から判断し、必要に応じて相談記録を作成しているとのことである。

(ウ) 本件非開示決定3について

審査会が本件開示請求2のうち、本件非開示決定3に係る部分の内容を確認したところ、審査請求人は、特定の期間に審査請求人が〇〇警察署の生活安全課において行った相談の記録のうち、これまで審査請求人に開示されたものを除いたものを求めているものと認められる。

実施機関は、〇〇警察署に保管されている相談記録について検索するとともに、同警察署生活安全課の職員に対して調査を行い、また、相談管理システムにおいて綿密に検索を実施し、前記特定の期間において審査請求人が相談した記録が存在しないことを確認した旨、説明する。

また、実施機関では、相談者等から電話や来所等による相談等の申し出があった場合、その全ての相談について相談記録を作成しているものではなく、その内容、緊急性、警察措置の必要性等を十分に検討、判断した上で必要に応じて相談記録を作成しているとのことである。

これらのことを踏まえると、前記一部開示決定を行った110番処理簿以外に、本件開示請求1及び2に係る保有個人情報が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、本件非開示決定1から3は、いずれも妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、實金 敏明、峰 ひろみ

別表 本件開示請求及び本件非開示決定

本件開示請求		本件非開示決定	
1	○年○月○日～○年○月○日迄の間に私が110番通報した際の110番処理簿（○○、○○、○○、○○、○○～○○、○○警察署管内、○○）	1	○年○月○日～○年○月○日迄の間に私が110番通報した際の110番処理簿（○○、○○、○○、○○、○○、○○警察署管内、○○）
2	相談記録 ※期間上記に同じ ○○交番、○○交番、○○交番、○○交番 ○○警察署の生活安全課（○○分のみ○年○月○日～○/○日分の物以前公開分不要）	2	相談記録 期間 ○年○月○日～○年○月○日迄の間 ○○交番、○○交番、○○交番、○○交番のもの
		3	相談記録 ○○警察署の生活安全課（○年○月○日から同年○月○日までのもの、以前に開示を受けた物は不要）